

平成 29 年度シラバス (小型船舶)

学番 78 新潟県立海洋高等学校

教科 (科目)	水産 (小型船舶)	単位数	2 単位	学年 (コース)	3 学年 (海洋創造コース)
使用教科書	(一般社団法人 日本船舶職員養成協会 編著) 小型船舶操縦士学科教本 I				
副教材等	(株式会社舵社 発行) 2 級小型船舶操縦士学科試験問題集				

1 学習目標

小型船舶の操縦に関する知識と技術を習得させ、安全かつ適切な操船を行なう能力と態度を育てます。

2 指導の重点

海洋開発において海上での安全な通航が必要となるため、2 級小型船舶操縦士の資格取得を目指すことから

①小型船舶を安全かつ適切に操縦し運航するために必要な知識と技術を習得させます。

②安全かつ適切な操船を行う能力と態度を育てます。

3 学習計画

月	単 元 名	教材	学習活動 (指導内容)	時間	評価方法
4	○水上交通の特性	○陸上交通との違い ○他の水域利用者の特性 および注意事項 ○事故の発生状況	○水上交通の特性と事故防止のための点検および準備の必要性を理解する。	6	○授業への取組状況 ○授業での課題
5	○船長の心得 (1 学期中間考査)	○船長の役割および責任 ○シーマンシップと海のマナー ○安全な航行をするための船長の心得 ○事故が起きた時の対応	○船長が最高責任者であることを理解する。	4	○定期考査
	○船長の遵守事項	○小型船舶操縦者法に基づく遵守事項 ○小型船舶の免許, 検査および登録制度 ○環境への配慮	○事故発生時の適切な対応を理解する ○遵守事項および小型船舶に関する登録制度を理解する。 ○同乗者にも遵守事項を守らせることを理解する。 ○関係規定を理解させ, 環境保全の意識を高める。	4	
6	○一般水域での交通の方法 (海上衝突予防法)	○船舶がお互いに見える範囲にあるときの航法 ○基本となる航法 ○灯火・形象物・信号	○海上交通の基本である予防法の正しい解釈と理解をする。	5	○授業への取組状況 ○授業での課題
7	○港内での交通の方法 (港則法)	○港則法に定められた航法	○一般法と特別法の違いおよび港内での特殊な航法を理解する。	3	○定期考査
	○特定海域での交通の方法 (海上交通安全法)	○港内での義務 ○適用海域および航路 ○海上交通安全法で定められた航法 ○適用海域における船舶の灯火・標識 ○河川法, 水上安全条例およびその他の条例	○一般法と特別法の違いおよび各航路に定められた通航方法・灯火等を理解する。 ○湖川の交通ルールを理解する。	3	
	(1 学期期末考査)				

9	○機関の取扱い (2学期中間考査)	○エンジンの基礎知識 ○エンジンの主な系統 ○エンジンの発航前点検 ○基本操作と点検・整備	○発航前の点検と整備方法と各部の役割を理解する。	10	○授業への取組状況 ○授業での課題
10	○操縦	○操縦の基本 ○出入港と停泊 ○狭い水道等の航行	○船舶の操縦特性について理解する。 ○離着岸や係留方法及び狭い水道等の操縦方法の特殊性を、理解する。	12	○定期考査
11					
12	○船体・設備・装備品 (2学期期末考査)	○小型船の種類 ○船体各部の名称 ○設備・装備品及び法定備品 ○発航前の点検 ○船体保存・手入れ ○航路標識	○船舶形状・機関種類により操縦性能が異なることや、発航前点検の重要性を理解する。 ○結索名と結び方を習得する。	6	○授業への取組状況 ○授業での課題 ○ロープワークテスト ○定期考査
1	○気象・海象 ○荒天時の操縦	○天気の基本知識 ○潮汐・潮流の基本知識 ○避難 ○波への対処	○天気図に記載された内容の意味を理解する。 ○荒天時での適切な操縦方法を理解する。	3	○授業への取組状況
2	○事故対策 (学年末考査)	○衝突 ○乗揚げ ○浸水 ○転覆 ○火災 ○機関故障 ○落水	○事故発生前に事前の調査と点検及び、見張りの励行の重要性を理解させ安全確保の意識を高める。	3	○授業での課題
				5	○定期考査

計 64 時間 (55分授業)

4 課題・提出物等

○各単元および実習ごとにワークシートやレポートの提出を指示することがあります。

5 評価規準と評価方法

評価は次の4観点から行います。

①関心・意欲・態度	②思考・判断・表現	③技能	④知識・理解
○海上交通の特殊性に関心を持ち、2級小型船舶操縦士の資格取得のために意欲的に知ろうとしている。 ○海事従事者の一員としての心構えや態度を身につけようとしている。	○安全な航行をするための事故防止対策及び、海上法規の規定に定められた事項及び、灯火・形象物から避航・保持動作の判断することができる。	○小型船舶の取扱いに関する基礎的な知識・技術を身につけて、的確な操作をすることができる。	○安全な航行をするための調査や情報収集ができ、海上交通の特殊性や孤立性を認識し関係法規をもとに安全に航海する知識を持ち、十分理解している。

以上の観点を踏まえ

- 授業への取組状況 (授業態度, 出席状況, 発表, 学習参加状況など)
 - 提出物の内容及び期限
 - 定期考査
 - 自己評価
- などから、総合的に判断します。

6 担当者からの一言

小型船舶は海上での測量や潜水作業支援で使用される機会が多いです。操縦士免許取得を目指すだけでなく、海面利用の正しい知識を身につけましょう。

(担当：金子義昂)